

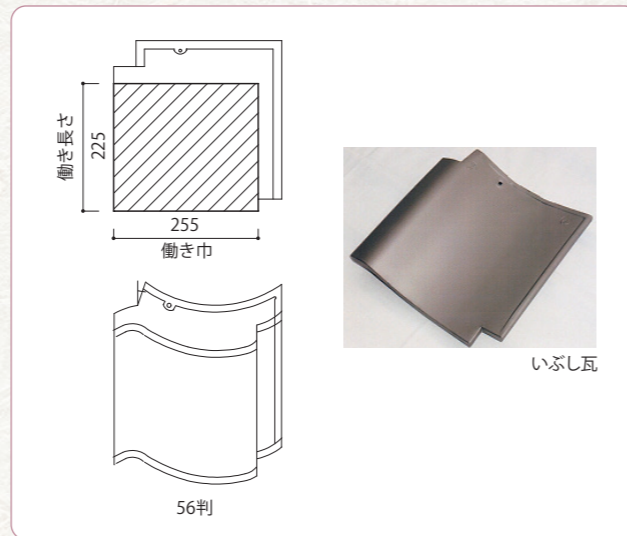
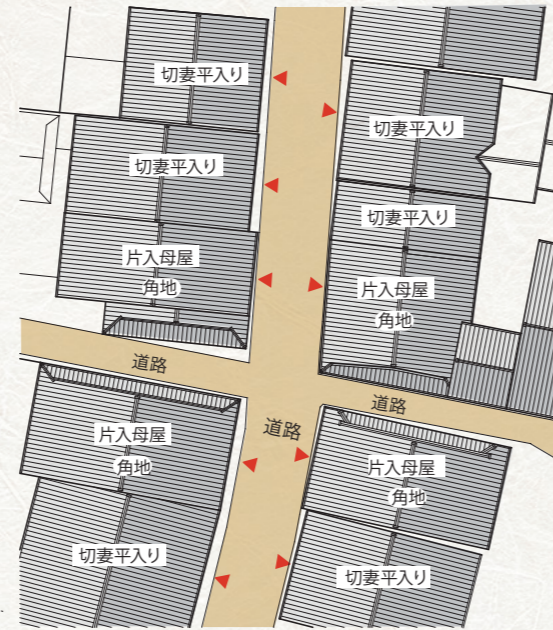
# 屋根

## 【修景基準】

- ◆主たる通りに面する建築物の形態は、原則として切妻平入りとする。  
きりづまづく ひらい
- ◆その他の建築物の形態は、原則として切妻造り、入母屋造りのいずれかとし、伝統的建造物の特性を維持したものとする。  
いりもや
- ◆材料は、原則として和瓦葺きとする等、伝統的建造物の特性を維持したものとする。
- ◆勾配は、原則として周囲の伝統的建造物と類似したものとする。

## 【修景基準細則】

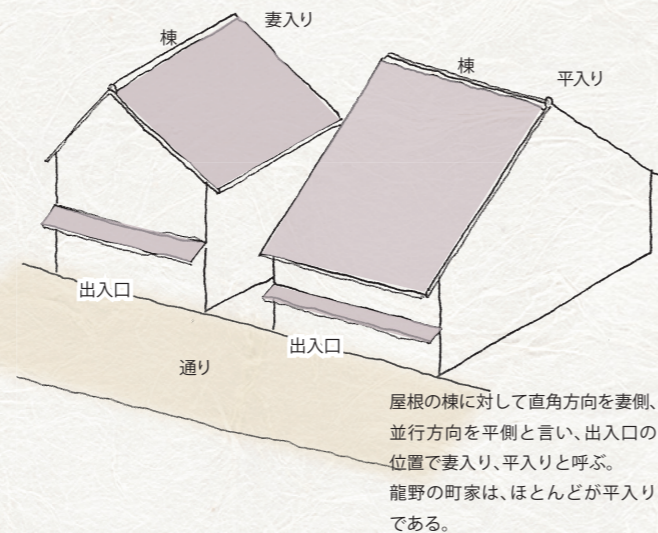
- ◆切妻平入りとし、角地<sup>かたいらもや</sup>にあつては、片入母屋とすることも可とする。
  - ◆大屋根の勾配は、4寸5分から5寸勾配程度までとする。
  - ◆屋根葺き材は、和瓦<sup>\*</sup>とする。
  - ◆大屋根の棧瓦の大きさは、56判(働き長さ225mm、働き巾255mm)より小さいものとする。形状は、切り落ちタイプとする。
  - ◆本瓦葺き又は棧瓦葺きとし、景観形成地区区域図(P23)の「醤油蔵界隈」「浦川のみち」においては、本瓦葺きとするように努める。  
きりやくがわら
- ※和瓦は、いぶし瓦(黒色ツヤ消し等の仕上げのもの)とし、ツヤ有りの釉薬瓦は、不可とする。



本瓦葺き



棧瓦葺き



# 軒・庇

## 【修景基準】

- ◆主たる通りに面する側の1階と2階の間には庇を設ける。
- ◆軒及び庇の規模、高さ、設置構造、勾配、意匠、仕上げ等は、伝統的建造物の特性を維持したものとし、連続性を保つものとする。
- ◆屋根材料は、原則として和瓦葺きとし、伝統的建造物の特性を維持したものとする。

## 【修景基準細則】

- ◆1階軒庇の位置は、周辺と揃える。
- ◆1階軒庇の高さは、原則として周辺と揃え、軒庇による連続した景観を構築するものとする。
- ◆軒庇の勾配は、3寸5分から4寸勾配程度までとする。
- ◆1階軒裏は、木部あらかし<sup>\*</sup>とする。
- ◆2階軒裏は、外壁が真壁<sup>しんかべ</sup>の場合は、垂木及び野地板をあらわしとし、大壁<sup>おおかべ</sup>の場合は、漆喰又は漆喰調塗籠とする。
- ◆通りから望見できる場所に設置する樋は、金属製とし、形状は、原則として半丸とする。塩ビ製は不可とする。
- ◆軒先瓦は、石持軒瓦<sup>いしもちのきがわら</sup>とし、形状は、京花軒瓦<sup>きょうはなのきがわら</sup>、蛇の目軒瓦<sup>じゅうのめのきがわら</sup>又は平万十軒瓦<sup>ひらまんじゅうのきがわら</sup>とする。

※木部あらかしは、柱や梁が見える状態で仕上げる手法。



塗籠



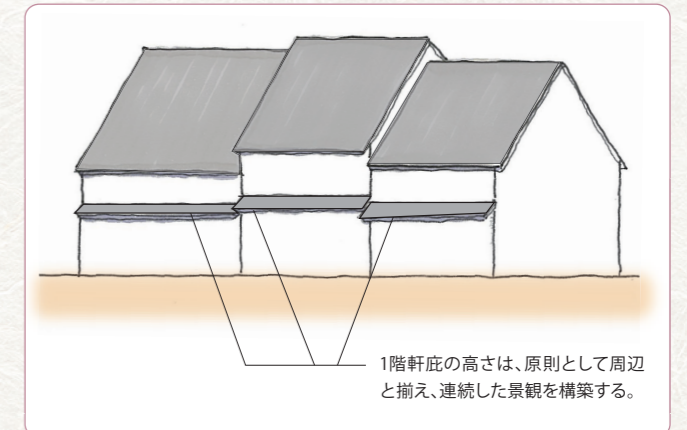
木部あらかし



京花軒瓦



蛇の目軒瓦



平万十軒瓦

